

調査仕様書

1. 公募名

「製油所共処理に関する特許調査」について

2. 概要

本仕様書は、「製油所共処理に関する特許調査」について、その委託先を選定するため、その仕様を定めたものである。

3. 契約期間

契約締結日から2025年2月28日まで

4. 仕様

(1) 本調査の目的

弊センターでは、令和6年度石油供給構造高度化事業補助金（次世代燃料の安定供給のためのトランジション促進事業）／製油所の脱炭素化研究開発事業を実施している。

本事業では、製油所生産品の脱炭素化を実現するため、原油由来の基材と低炭素原料（バイオマス由来の原料油や廃プラスチック再生油等）を共処理する技術（Co-Processing 技術）の開発を実施している。

しかしながら、Co-Processing 技術については多様な原料にも対応可能な技術はまだ確立されていない状況である。そのため国内外での取り組み状況を調査し、問題点を踏まえた検討が必要になる。

Co-Processing 技術を製油所にて行う際の問題点や原料油の前処理（アップグレードを含む）の技術動向を把握するために、国内外特許調査を実施する。

(2) 実施内容

1) 調査内容

以下に関する国内外の特許調査（英語及び日本語）を行い、その概要を報告すること。

① 対象

製油所における Co-Processing（共処理）と原料油の前処理

② 調査内容

製油所における Co-Processing（共処理）技術と原料油の前処理技術：バイオマスの種類にこだわらない

③ 調査対象文献・特許

製油所における Co-Processing（共処理）技術と原料油の前処理に関する国内外特許（2005年出願以降を対象）

2) 調査方法

① 国内外の特許から絞り込んだ特許候補のまとめ（調査会社）

- ・弊センターが選定したキーワードを基に特許検索（一次検索）を行う。
- ・調査会社は、弊センターと複数回の情報交換しながら検索キーワードを選定するとともに、キーワードの組合せを最適化し、一次検索を実施する。

キーワード例：

キーワード：共処理、製油所、燃料、混合、木質、バイオマス、植物油、
石油系炭化水素、前処理

- ・一次検索で特許候補を複数回に渡り、国内特許、海外特許それぞれ最大 1000 報まで絞り込み、検索結果（特許タイトル、要約、出願人など）を Excel 形式で弊センターに提出する。

② 調査特許の選定（弊センター）

- ・①にて選定された調査特許候補から調査特許を選定する。（調査特許の上限は、日本特許の場合 50 報程度、海外特許の場合 30 報程度を目安とし、①の調査結果を踏まえ両者協議の上決定する。）

尚、選定した特許については、弊センターが優先順位をつけ、その順番で③の内容総括を行う。

③ 調査特許の内容総括の作成（調査会社）

- ・②で選定された特許について、技術課題とその解決手段を抽出する。
- ・調査特許を項目別に整理した一覧表を作成する。項目は調査会社と弊センターとで相談して決定する。

④ 調査報告会の開催と調査報告書の提出（調査会社）

- ・2024年12月中旬に特許調査に関する中間報告会（選定結果及び内容総括事例）を行い、2025年2月中旬目途にまとめを行う。途中、進捗状況の確認を行う。
- ・調査報告書には以下の内容を盛り込むこと

<内容>

- ア．特許検索キーワードと特許数
- イ．技術課題とその解決手段を整理したまとめ

3) 調査実施上の注意

- ① 調査を行うに先立ち実施計画書を弊センターに提出し、弊センターが内容を確認した後に調査を開始すること
- ② 調査の実施に当たっては、弊センター担当者に対する進捗報告や意見交換を適宜行うとともに、不明点がある場合は弊センター担当者に確認しながら業務を進めること

(3) 納入物

調査報告書

- ・報告書は WORD 形式、または Excel 形式のファイルにて納入すること

(4) 発注方法

公募結果により選定された調査会社と、弊センターとの契約締結をもって発注とする。

(5) 納入期限

2025年2月28日(金) 17時

(6) 納入場所

〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目3番8号 三井リンクラボ新木場1(2階)
一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター
製造プロセス技術部

5. 検収

- (1) 検収は、本仕様書に記載した仕様を全て実施し、適切な成果物が提出されていることを弊センターが検査により確認した時をもって完了とする。
- (2) 検査により不合格となった場合は速やかに受注者の責任において必要な処置を行い、再度検査を受けなければならない。

6. 備考

本仕様の定めのない事項又は契約書及び仕様書に関する疑義が生じたときは、別途協議の上定めることとする。

以上